

住民税・所得税の確定申告 お早目に

2月16日～3月15日まで

一年の総決算ともいえる確定申告の季節となりました。今年こそは、申告期限ぎりぎりになつてあわてないよう、早目の準備が大切です。

所得税の確定申告

二月十六日～三月十五日

贈与税の申告

二月一日～三月十五日

税務署の窓口は大変混雑し、ゆつくりと相談できないばかりか、長時間待っていたりすることになります。

申告と相談は、できるだけ早目に済ませましょう。

サラリーマンの方でも確定申告をしなければなりません。したがって申告書があります。

しなければ
ならない場合

- ① 給料・賞与の総額が一千万円を超えるとき
- ② 二カ所以上から給与をもらったとき
- ③ 給与以外の所得が二十万円を超えるとき（但し、住民税の申告は二十万円以下でも申告してください。）

した方が
得な場合

- ① マイホームを取得したとき
- ② 火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
- ③ 病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき

④ 会社などを年の途中でやめて再就職していないとき

詳しくは、銚子税務署か税務課にお問い合わせください。

銚子税務署

☎ 0479-221571

税務課

☎ ④ 1214

(有) 205-01

* * *

還付申告は 二月十五日以前でも

還付を受けるための申告書給与一カ所の方で医療費控除などで還付を受けられる場合は還付申告書があります。は、二月十五日以前でも受け付けます。

申告相談

税務課による申告相談は、三月一日(金)から十五日(金)まで役場二階第二・三会議室で、午前九時から午後四時(ただし、土曜日は午前十一時)まで行います。お気軽にご利用ください。

確定申告のための説明会

所得税や住民税の申告書の書き方や、税法の改正点などの説明会を開催いたしますのでご利用ください。

日時 2月5日(火) 13時30分～15時30分

場所 八日市場市公民館 3階大会議室

◎所得税出張相談

月日	会場	時間
2月26日	八日市場市役所	9:30～16:00

◎譲渡所得税・贈与税出張相談

月日	会場	時間
3月6・7日	光町役場	9:30～16:00

◎税理士無料相談

月日	会場	時間
3月1日	光町役場	9:30～15:30

所得税相談・譲渡所得税・贈与税相談は2月5日から3月15日まで銚子税務署でも行っています。



收支内訳書

今や、カラオケなくて宴会なしとまでいわれるほどのカラオケブーム。

新年会、結婚式、そして仲間との飲み会などで、歌えないといつてカタミの狭い思いをしたことはありませんか。

このブームもかつては中年族が主流であったようですが、現在は大学生などがマイクを独占ということもあり、歌う曲も大部、変化したとか。まさに、歌は世につれですね。

ところで、変わったといえば昭和五十九年分から事業所得のある人が確定申告書を提出するときは、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した、「收支内訳書」を一緒に提出していたことになりました。青色申告の場合には従来から「損益計算書」を提出していた、この制度は白色申告の事業所得者等に簡易な「收支内訳書」を提出していただくというものです。

申告は正しくお早目に
「收支内訳書もお忘れなく」

飲みません。しめますベルトと気のゆるみ。

